



広報

つ



さ

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

F U S S A

平成19年(2007年)

1月15日 No. 727

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課

〒197-8501 福生市本町5

☎042-551-1511 (市役所代表)

毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成19年1月1日)現在

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
男	29,776	1,084	30,860
女	29,139	1,222	30,361
計	58,915	2,306	61,221
世帯数	27,327	1,175	28,502

今号の主な記事

2面贈与税・消費税の申告 3面山王橋通りの工事による通行止め 5面地球温暖化対策イメージキャラクター募集
5面介護保険と確定申告 6面「あなたとわたし」の広告掲載者募集 7面多摩郷土誌フェア 8面保健ガイド

駐車場について
新庁舎建設中のため、対応ができます。
徒歩または、自転車でお越し下さい。
車で来庁される方は、市営駐車場をご利用ください。

所得税、市・都民税の申告はお早めに!

市・都民税の相談受付

相談日	会場	受付時間	市職員
2月1日(木)～3月15日(木)	商工会館2階または3階	9:00～11:30 13:00～16:00	○

【水曜夜間・土曜の開庁時間内】

市・都民税申告書のみ、市役所2階課税課市民税係で受け付けします。
(確定申告の相談・受付はできません。)

【年金・給与収入の方で確定申告される方へ】

税務署員・税理士会の相談の日は混雑が予想されますので、税務署員等の相談日を避け、市職員のみの市・都民税の相談日(なるべく3月10日まで)にお越しください。

確定申告相談受付				
相談日	会場	受付時間	税務署員	税理士会
5日(月)～7日(水)	商工会館3階	9:30～11:30、13:00～15:00	○	○
8日(木)～10日(土)	福生駅 プチギャラリー3階	10:30～12:30、13:30～16:30	○	
※税理士会無料相談	対象(年金収入・給与収入の方)			
16日(金)～28日(水)	商工会館3階	9:00～11:30、13:00～15:30	○	
18日(日)特別開庁	青梅税務署	9:00～11:30、13:00～16:00	○	
25日(日)特別開庁	青梅税務署	9:00～11:30、13:00～16:00	○	
6日(火)～8日(木)	羽村市	羽村市役所	○	○
8日(木)～13日(火)	あきる野市	あきる野市中央公民館	○	○
14日(水)～15日(木)	瑞穂町	瑞穂町民会館	○	○

相談受付は土曜・日曜・祝日を除きます。

【近隣の税務署員等による出張相談】受付時間は9:30～11:30、13:00～15:00の予定です。

【所得税の還付の確定申告】1月4日から青梅税務署で相談・受付中。

【譲渡所得・贈与税、青色申告、複雑な相談】青梅税務署でご相談ください。

【住宅借入金等の還付申告の方】青梅税務署でご相談ください。

【事業所得者の方】収支報告書を記入・作成のうえ、税務署員、税理士会の相談日にお越しください。

青梅税務署から確定申告のお知らせ

●確定申告書の作成は自分で書いてお早めに提出してください。
国税庁・東京国税局のホームページを活用してください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

東京国税局ホームページ

<http://www.tokyo.nta.go.jp>

※白黒(モノクロ)で打ち出した申告書の提出も可能です。所得税の確定申告は青梅税務署で3月15日まで行います(土曜・日曜・祝日は除く)。

問合せ青梅税務署 ☎0428-22-3185

●公的年金から所得税が源泉徴収されている方
平成18年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得税の過不足額を精算します。超過額は還付され、不足額は納付していただきます。

また、源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または、市・都民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのうえ、相談日にお越しください。

●給与所得者の方で年末調整をしていない方
勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または、市・都民税の申告をしてください。

問合せ青梅税務署 確定申告に伴う税務署が発行する証明について
納税證明書には、次の3種類あります。あらかじめ提出
①その1 納税額の証明 ②その2 所得金額の証明 ③その3 未納の税額がないことの証明

所得税(国税)の確定申告・還付申告、市・都民税の申告受付が2月1日(木)から始まります

昨年の年収が公的年金だけの方やサラリーマンの方で年末調整をしていない場合、あるいは医療費控除などで、所得税の還付を受けるための確定申告・還付申告も一緒に受け付けます。

例年3月に入りますと大変混雑しますので、お早めに申告してください。

問合せ市・都民税の申告→課税課市民税係

所得税の確定申告→青梅税務署 ☎0428-22-3185



市・都民税の申告が必要な方

1 平成19年1月1日現在、福生市に住所のある方

①給与所得だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先の給与担当者に確認してください。)

②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告する必要のない方

注 ○20万円以下でも給与所得以外の所得がある場合

○所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある方

いずれも申告が必要です。

③収入がなかった場合

どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっていて世帯を別にしている方は、次の事項の基礎資料となるため、市・都民税の申告が必要です。(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者も含む。)

国民健康保険税の算定、老人医療受給者証の交付、児童・生徒就学援助費の認定、児童手当、保育料算定、国民年金の免除、公営住宅入居者の収入の状況の報告などの基礎、非課税証明書等の資料となりますので、必ず申告してください。

申告書裏面の「収入のなかった方へ」の欄の該当する理由を記入して申告してください。

2 平成19年1月1日現在、福生市外に住所のある方

福生市内に事務所、事業所または家屋敷を有する方

昨年、市・都民税の申告をされた方等には申告書を1月末頃にお送りします。

市・都民税の申告が必要ない方

1 平成18年分の所得税確定申告書を税務署へ提出する方

2 平成18年中の所得が給与だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与担当者に確認してください。)

確定申告、市・都民税申告にお持ちいただくもの

①～⑤は提出していただきます。

①市から送られた書類がある場合にはその書類・印鑑。

②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成18年中の収入が明らかになる資料。

③年金を受給されている方は、社会保険庁から送付されている平成18年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)。

④生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、損害保険の控除証明書、医療費などの領収書等。医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記載。様式は自由。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください(大勢の方が申告をされますので、ご協力をお願いします)。

⑤社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)

また、国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)をお持ちください。

⑥障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等。

⑦配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の収入が明らかになるもの。